

平成 29 年 2 月 24 日

請求人各位

京都市監査委員 山 本 惠 一

同 隠 塚 功

同 鶴 谷 隆

同 光 田 周 史

住民監査請求について（通知）

平成 29 年 1 月 24 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、京都市教育長（以下「教育長」という。）が行った京都市立朱雀第七小学校（以下「本件小学校」という。）の北側敷地を駐輪場整備事業地として使用させることを目的とする平成 28 年 12 月 21 日京都市教育長指令第 184 号による教育財産の使用許可（以下「本件許可」という。）について、合理的な裁量判断を欠く財産の処分である等として、本件許可を取り消し、本件小学校の北側囲障及び樹木の撤去をさせないこと等を求めるものである。
- 2 請求人の主張の要旨は、次のとおりである。
 - (1) 本件小学校は、京都市立学校施設使用規則（以下「規則」という。）第 2 条に規定する学校施設である。規則第 3 条によれば、「教育長は、使用の日時、場所、目的、態様等及び学校施設の構造、形態等（中略）を考慮して学校施設の用途及び目的に支障がない場合に限り、学校施設の使用を許可することができる。」として、学校施設の使用許可に当たっては、「学校施設の用途及び目的に支障がない場合に限る」と限定的、例外的なものとしている。最高裁判所の判例に照らすと、施設の目的外使用を許可するか否かは、原則として、管理者の裁量に委ねられているものと解するのが相当である

が、学校施設の場合には、一層の慎重な対応が求められる。

今回の請求の対象となる本件許可が合理的な裁量判断を欠く財産の処分であることはもちろんのこと、「学校施設の用途及び目的に支障」があるかないかを法令規則のほか、判例に照らして、その適法性を検証すると「学校教育上の支障があること」は明白で、違法なものであり、無効又は取り消すべき財産処分と解するのが妥当である。

- (2) 本件許可に基づき本件小学校施設の北側の学校施設である囲障及び植栽等樹木の滅失に伴う原状回復経費相当額の損害が生じ、又は生じるおそれがある。
- (3) よって、本件許可を取り消し、本件小学校の北側囲障及び樹木の撤去をさせないことなどの必要な措置を請求する。

- 3(1) 法第242条第1項に定める住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は同項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

本件請求は、本件許可が違法な財産管理行為であるとして、その取消し等是正のために必要な措置を求めるものと解されるところ、本件請求が適法といえるためには、本件許可が、当該教育財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的处理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為又はその怠る事実にあたるものでなければならぬと解するのが相当である。

- (2) 本件請求の適法性についての検討

ア 本件許可は、法第238条の4第7項の規定に基づき、規則の規定する手続等に従いなされた処分である。そして、本件小学校は、学校教育法第137条の学校の施設であるとも解されるところ、規則第3条第1項の「学校施設の用途及び目的に支障がない場合」に該当するか否かは、学校教育上支障（その支障には、物理的支障に限らず、教育的配慮の観点から、児童に対し精神的悪影響を与え、学校の教育方針にもとることとなる場合も含まれ、現在の具体的な支障だけでなく、将来における教育上の支障が生じるおそれが明白に認められる場合も含まれる。）のない限り、学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができるものとする学校教育法第137条の趣旨も踏まえて判断すべきものと解される。

また、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく許可は、公用又は公共用に供するため必要を生じたとき等に、その許可を取り消すことができるものとされており（同条第 9 項）、これを受けて規則第 9 条に教育長による当該許可の取消しに係る規定が置かれている。

イ 規則によれば、使用許可の申請に当たっては、使用の目的、範囲、期間等の所定の事項を記載した申請書を教育長に提出しなければならない（規則第 6 条第 1 項及び別記様式）、申請があった場合には、校長は支障の有無等について意見を申し出ることができる（同条第 2 項）。

(3) 以上のことからすると、本件許可は、教育長が教育行政を所掌する教育財産の管理者として、教育財産である学校施設の使用につき、教育上及び公共上の政策的な見地から、学校施設の管理に係る教育行政上の処理を直接の目的として行うものであるといえることができ、学校施設の財産的価値に着目し、その維持、保全を図る財務的処理を直接の目的としているものとは解されない。

そうすると、本件許可は、財務会計上の行為としての財産管理行為又はその怠る事実には当たらないと解するのが相当である。

4 したがって、本件請求は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。